

令和5年9月

順守状況の説明

第1章 私立短期大学の自主性・自立性（特色ある運営）の尊重

私立短期大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきた。私立短期大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきた。また、私立短期大学は、地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきた。

今後とも、学校法人佐保会学園（以下、「当法人」という。）奈良佐保短期大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神に基づく、私立短期大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていくこととしたい。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立短期大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していく。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念	遵守
建学の精神は、本学のホームページに掲載する他、学生ガイドブックや学生便覧にも掲載し、在学生やステークホルダーに広く周知しています。	
(2) 建学の精神・理念に基づく人材像	遵守
本学で養成する人材像は「教育理念」として、ホームページに掲載している他、学校案内や学生ガイドブック、学生便覧に掲載、校舎のエントランスやホールに掲示することで受験生や在学生、ステークホルダーに広く周知しています。	

1-2 教育と研究の目的（使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等	遵守
建学の精神・理念に基づき、学則第1条で教育目的を明示しております。学則は本学ホームページに掲載するとともに、学生便覧にも掲載し、内外に周知しています。	
(2) 中長期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて	遵守
<p>学校法人佐保会学園奈良佐保短期大学は5か年以上の中期的な計画（令和5年4月～令和10年3月）を策定しています。</p> <p>各学科、各部署において意見集約を行い、計画案を検討し、理事会、評議員会での説明、確認を行い、理事及び監事からも意見の聴取を行った上で承認を得た後、実行しています。進捗状況の確認も同様に行っています。</p> <p>中期的な計画には教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいます。</p>	

(3) 私立短期大学の社会的責任等	遵守
<p>学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団等、教職員、学生父母・保証人（保護者）、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営にあたっています。</p> <p>毎年、地域・社会に向けて公開講座を開講し、地域住民や県の教員等が受講していますが、コロナ禍で中止せざるを得ない講座がありました。</p> <p>障害を理由とする差別の解消や修学機会を損なうことのないよう「奈良佐保短期大学障害のある学生に対する修学支援規程（令和2年4月1日制定）を制定し、学生支援に取り組んでいます。また、男女共同参画社会への対応等、多様性への対応を実施することで社会的責任を果たしています。</p>	

## 第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

<p>私立短期大学は、社会から、教育・研究及び成果を社会へ還元するという公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っている。したがって、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立短期大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たす必要がある。当法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築することとする。</p>
--

### 2-1 理事会

(1) 理事会の役割	遵守
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 理事会は、寄附行為第十五条第2項により、当法人の経営強化を念頭に置き、業務を決し、理事の職務の施行を監督しています。</li> <li>2. 理事会の招集は寄附行為に規定しており、やむを得ず欠席となる理事に対しても、事前に議題の説明を行い、議題ごとに書面による賛否表明を得るなど、適切に理事会を運営しています。</li> <li>3. 寄附行為に規定しているとおり、本学学長を理事に選任しています。</li> <li>4. 理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの分野においてその役割を果たしています。</li> <li>5. 寄附行為で選任条項を規定しており、理事12人のうち6人が外部理事であり、多面的な経営判断ができる体制となっています。</li> <li>6. 理事・監事に対して、国の制度改正などの情報提供を理事会で行っています。</li> </ol>	

### 2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	遵守
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 理事長は、当法人を代表し、その業務を総理しています。</li> <li>2. 理事長の代理権限順位を明確に定めています。</li> <li>3. 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本学園のため忠実にその職務を行っていません。</li> <li>4. 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解しています。</li> <li>5. 理事は、本学園と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っています。</li> </ol> <p>理事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 寄附行為に定める人数の理事を置いています。また欠員が出た場合は速やかに補充しています。</li> <li>2. 理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されています。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①当該学校法人の設置する短期大学の学長</li> <li>②当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者</li> </ol> </li> </ol>	

- ③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
3. 理事長は、他の学校法人の理事長を2つ以上兼務していません。
  4. 理事は、他の学校法人の理事又は監事を4つ以上兼務していません。
  5. 理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていません。
  6. 理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めています。
  7. 外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を2人以上選任しています。

## 2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	遵守
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解しています。</li> <li>2. 監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解しています。</li> <li>3. 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べています。</li> </ol>	
(2) 監事の選任	遵守
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監事の選任については、寄附行為に規定のとおり、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づいています。</li> <li>2. 監事を2人以上置いています。</li> <li>3. 監事は、他の学校法人の理事又は監事を4つ以上兼務していません。</li> <li>4. 監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていません。</li> <li>5. 監事は、当該学校法人の理事、評議員又は職員を兼務していません。</li> </ol>	
(3) 監事監査	遵守
監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出しています。	
(4) 監事業務を支援するための体制整備	遵守
監事に対し、国の制度改正などの情報提供を理事会で行うとともに、文部科学省主催の監事研修会等への参加の機会を設けています。	

## 2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割	遵守
次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いています。	
<ol style="list-style-type: none"> <li>①予算及び事業計画</li> <li>②事業に関する中期的な計画</li> <li>③借入金及び基本財産の処分及び運用財産中の不動産及び積立金の処分</li> <li>④役員に対する報酬等の支給基準</li> <li>⑤予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</li> <li>⑥寄附行為の変更</li> <li>⑦合併</li> <li>⑧私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散</li> <li>⑨寄附金品の募集に関する事項</li> <li>⑩その他、当法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</li> </ol>	
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努める。	遵守
事前に諮問事項についての資料を配付、説明するなど行い、評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めています。	

(3) 評議員会は、当法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。	遵守
評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができるが寄附行為に明記され、周知されています。	
(4) 理事長は、監事の選任に際し、評議員会の同意を得て行う。その際、事前に理事長は、当該監事の資質や専門性について十分検討することとする。	遵守
監事の選任に際し、評議員会の同意を得て行っています。その際、事前に理事長は、当該監事の資質や専門性について十分検討しています。	

## 2-5 評議員

(1) 評議員の選任	遵守
<p>1. 評議員となる者は、次に掲げる者としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア この法人の奈良佐保短期大学長</li> <li>イ この法人の奈良佐保短期大学附属生駒幼稚園長、同附属倉敷幼稚園長及び認定こども園奈良佐保短期大学附属河内長野幼稚園長</li> <li>ウ 一般社団法人佐保会理事長の職にある者</li> <li>エ この法人の教職員のうちから、理事会において選任した者</li> <li>オ この法人の設置する短期大学を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから理事会において選任した者</li> <li>カ 一般社団法人佐保会の役員のうちからこの法人の理事会で選任した者</li> <li>キ 社会福祉法人佐保会理事長の職にある者</li> <li>ク 学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから理事会で選任した者</li> </ul> <p>2. 当法人の業務若しくは財産状況または役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出することとしています。</p> <p>3. 評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の 2 倍を超える数を選任しています。また、欠員が出た場合は、速やかに補充しています。</p>	
(2) 評議員への研修機会の提供と充実	遵守
評議員に対し、国の制度改正などの情報提供を評議員会で行っています。	

## 第3章 教学ガバナンス

<p>学長の任免は、「学校法人佐保会学園奈良佐保短期大学学長選考規程」に基づき、「理事長に対し、学校法人佐保会学園理事会及び奈良佐保短期大学教授会が、それぞれ推薦する」こととしている。理事長は、推薦のあった学長候補適任者について教授会に諮問する。」諮問を受けた教授会は、「所信の表明を求め学長候補適任者についての意見等をまとめ、理事長に答申する。」理事会は、「答申の趣旨に配慮して、教授会に諮問した学長候補適任者から学長候補者を選考する。」理事長は、「理事会において選考された者を学長に任命する。」こととしている。奈良佐保短期大学学則において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定している。</p> <p>私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する。」と規定しているが、大学の教学運営については、学長がその権限を委任されている。</p> <p>理事会及び理事長は、短期大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学科長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるよう努めることとする。</p>
---

### 3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	遵守
<p>学長は、理事会から委任された権限を行使し、建学の精神及び本学の教育目的を理解の基、リーダーシップを発揮し、短期大学の教学運営を統括し、所属教職員を統督しています。また、所属教職員が、学長の方針、中長期的な計画、当法人に係る経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し、共有しています。</p>	
(2) 学長補佐体制（副学長等の役割）	遵守
<p>本学には、副学長その他教授、准教授、講師、助教、助手、任期付教員、特任教員及び事務職員等を短期大学設置基準等の法令に基づき、適切な運営体制のもとに教職員を配置し、学長の補佐体制を整備しています。また、学則において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と規定しています。</p>	

### 3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）	遵守
<p>本学における教育研究に関する事項について審議します。審議事項については、奈良佐保短期大学学則及び奈良佐保短期大学教授会規則に規定しています。教授会は定められた事項について学長が決定を行うに当たり、重要事項等について審議し、意見を述べています。</p>	

## 第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

<p>私立短期大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されている必要がある。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立短期大学は、こうした高い公共性と信頼性の下での社会的責任を十二分に果たしていく必要がある。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要がある。</p>
--

### 4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学科・専攻において、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にする。	遵守
<p>①学科の3つの方針や学修成果の内容ともホームページや学生便覧等に掲載し、広く周知しています。</p> <p>②多様性の受容（ダイバーシティ・インクルージョン）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず、毅然かつ厳正に対処しています。</p>	

### 4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働	遵守
<p>本学が設置している各種委員会にて、教職員共に構成員となり、短期大学の教育の質向上を確実に推進するための諸政策や課題を共に検討し、実施、点検を行い、教職協働体制を確保しています。</p>	
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	遵守
<p>奈良佐保短期大学FD規程並びに同SD規程を制定しており、年間計画に沿って定期的にFD並びにSD活動を推進する委員会を開催しています。また、研修会を年2回開催し、教育等の質の向上を図っています。</p>	

#### 4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価	遵守
平成19年度、平成26年度、令和3年度に認証評価を受審し、適格評価となっております。毎年度自己点検・評価報告書を作成し、点検・評価を行い、改善を行っています。作成した自己点検・評価報告書はホームページに掲載し、広く周知しています。	
(2) 社会貢献・地域連携	遵守
毎年度、地域・社会に向けた公開講座を開講し、広く受講者を募っています。また、毎年度災害に対する備えとして近隣地域・社会と協同の大規模避難訓練を実施しています。	

#### 4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備	遵守
奈良佐保短期大学危機管理規程およびそれに即した危機管理体制の基本方針や危機管理マニュアル等を整備し、災害防止、不祥事防止に取り組んでいます。	
(2) 法令遵守のための体制整備	遵守
関係法令改正にあわせ、各部署、委員会で確認を行い、寄附行為や学則、並びに諸規程の改定や整備を行い、組織的に法令遵守に取り組んでいます。また、学校法人佐保会学園公益通報等に関する規程を制定し、法令等に違反する行為またはそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図っています。	

### 第5章 透明性の確保（情報公開）

<p>私立短期大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営、教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めることとする。</p> <p>私立短期大学は、多くのステークホルダーから支持される必要があり、短期大学の目的は教育、研究、社会貢献等多岐にわたるため、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営、活動の透明性を確保する。</p> <p>私立短期大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように利益を追求する「株主への説明責任がある」との位置付けとは異なり、運営及び活動の公共性、適正性を確保し、透明性を高める観点から、ステークホルダーへの説明責任を果たすこととする。</p>
---

#### 5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公開 (2) 自主的な情報公開 (3) 情報公開の工夫等	遵守
学校法人佐保会学園寄附行為に規程されている学校法人に関する情報の他、教育・研究に資する情報等をホームページや学校要覧に掲載して公表しています	